

議案第 83 号

東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び東京都市町村公平委員会共同設置規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 7 第 2 項の規定に基づき、東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数を増加させ、東京都市町村公平委員会共同設置規約を次のとおり変更する。

上記の議案を提出する。

令和 3 年 11 月 26 日

提出者 あきる野市長 村 木 英 幸

提案理由

秋川流域斎場組合より、東京都市町村公平委員会の共同設置に加入したい旨の依頼があったため、東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数を増加させ、東京都市町村公平委員会共同設置規約の一部を変更する必要がある。

東京都市町村公平委員会共同設置規約の一部を変更する規約

東京都市町村公平委員会共同設置規約（昭和 42 年 4 月 1 日東京都知事届出）の一部を次のように変更する。

別表中「多摩六都科学館組合」を「多摩六都科学館組合 秋川流域斎場組合」に改める。

附 則

この規約は、東京都知事へ届出の日から施行する。